

開成町監査委員告示第5号

令和5年5月30日に実施した例月出納検査の報告に対し、開成町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月8日

開成町監査委員 田中 章
同 吉田 敏郎

写

令和5年7月3日

開成町代表監査委員 様

開成町長 山神 裕



例月出納検査における指摘事項について（報告）

令和5年5月30日に実施された例月出納検査の指摘事項について、次のとおり報告します。

1 例月出納検査実施日
令和5年5月30日

2 指摘事項

旅費の支給について、令和4年4月から令和5年2月までの計24回分を3月末にまとめて処理をしていた事例が見られた。旅費の支給方法は、開成町職員の旅費に関する条例施行規則第22条で、「旅費は、資金前渡又は概算払いによる場合のほか、その月分を翌月15日までに支給する」と規定されている。

この事例にのみならず、事務処理は規則に基づき適切に行われるよう職員に周知徹底されたい。

3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

支払時期の遅延については、旅費の請求及び支給事務の手続きが遅れたものであり、チェック体制の不備が原因である。

今後、同様の事例が発生することがないように、開成町職員の旅費に関する条例施行規則等の法令遵守を徹底するとともに、旅行命令権者等が旅行命令簿の支払済印等により支給の事実を確認する相互確認体制の強化を図ることとした。

4 参考資料

なし